

令和6年度市県民税申告の手引き

申告期限：令和6年3月15日（金）

いちき串木野市役所 税務課 TEL33-5616

★市県民税申告が必要な方

原則として令和6年1月1日現在で本市に住所があり、令和5年中（1月1日～12月31日）の所得内容が次のいずれかに該当する方

○給与所得があった次のような方

- ① 年の途中で退職した方又は勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方
- ② 給与所得以外に他の所得（利子・配当・雑所得・譲渡・一時等）があった方
- ③ 年末調整で受けられなかった控除を受ける方

○営業、不動産又は農業等の所得があった方

○個人年金、満期保険等の払い戻しがあった方

※無収入の方や、遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの方でも、次の場合は申告が必要です。

- ①国民健康保険加入者と世帯主
- ②後期高齢者医療保険加入者（75歳以上）と世帯主
- ③介護保険第1号被保険者（65歳以上）と世帯員の方
- ④子育て支援サービスや福祉サービス、そのほか市の行政サービスを受けている方
- ⑤所得証明書などが必要な方

※未申告の場合、税の軽減や給付金等の行政サービスを受けられないことがあります。

★申告に必要な書類等（詳しくは次頁をご覧ください）

- 1 令和5年中の所得を明らかにする書類
 - ・給与所得、年金所得者…源泉徴収票又は給与支払明細書など
 - ・営業、不動産又は農業所得者等…収支を明らかにする帳簿、領収書など
- 2 諸控除等の証明書、領収書等
 - ・医療費の領収書、医療費通知（医療費のお知らせ）
 - ・寄附金受領証明書
 - ・社会保険料の支払証明書又は領収書
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - ・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 3 マイナンバーがわかるもの、本人確認書類
- 4 申告者名義の預金通帳など振込口座がわかるもの（所得税の還付発生時に必要）
- 5 税務署から送付されている利用者識別番号がわかるもの（所得税の申告をする時に必要）

★市県民税申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
- ② 給与収入のみで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出される方
- ③ 公的年金のみを受給している65歳以上（昭和34年1月2日以前生まれ）の方で支給合計額が148万円又は65歳未満（昭和34年1月3日以後生まれ）の方で支給合計額が98万円以下の方

自分がどのような申告が必要かわからない場合は、
後段のフローチャートを参考にしてください。

★ 申告に必要なもの

※下記に記載のないものや詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁 HP

<所得金額>

所得金額は、あなたが令和5年中(1月1日～12月31日)に得た収入金額から必要経費を差し引いたものです。

| 種類 | 対象者 | 必要なもの |
|----------------------|--|--|
| 事業 | 営業等 卸売業及び小売業、保険業、サービス業、漁業などによる収入がある方 | 帳簿・領収書など、収入及び必要経費がわかるもの ※記帳・帳簿書類の作成がなければ、事業所得として認められないことがあります。 ※円滑な申告書作成のため、あらかじめ収支の内訳をまとめてください。 |
| | 農業 米、野菜、果樹等の栽培、生産などによる収入がある方 家畜等の育成、肥育、採卵又は酪農品の生産などによる収入がある方 | |
| 不動産 | 家賃収入など、不動産による収入がある方 | |
| 利子 | 公社債・預貯金等の利子、合同運用信託等の収益の分配金などによる収入がある方 | 支払通知書、年間取引報告書など |
| 配当 | 株式や出資に対する利益の配当、剰余金の分配などによる収入がある方 | 支払通知書、年間取引報告書など |
| 給与 | 給料、賃金、賞与などによる収入がある方 | 源泉徴収票や給与支払明細書 |
| 雑所得 (公的年金・業務・その他) | 公的年金による収入がある方 | 公的年金等の源泉徴収票 (日本年金機構や共済組合等から送付されるハガキ) |
| | シルバー人材センターの配分金による収入がある方 | 配分金支払証明書 |
| | 生命保険契約等に基づく個人年金による収入がある方 | 個人年金の支払内容のお知らせ、年金支払証明書など |
| | 就労支援B型事業所の工賃による収入がある方 | 工賃証明書 |
| | そのほか上記以外の所得並びに退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも属さない収入がある方 | 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書など |
| 総合譲渡 | 金地金やゴルフ会員権など、分離課税の対象とならない資産を譲渡したことによる収入がある方 | 収入及び必要経費がわかるもの |
| 一時所得 | 保険料又は掛金を自分で負担した生命保険等の保険金などによる収入がある方 | 支払通知書、支払調書など |

<所得控除額>

所得控除額は、所得金額から差し引かれる金額です。

| 種類 | 概要・必要なもの |
|--------------|---|
| 医療費控除 | 本人又は本人と生計を一にする配偶者や親族のために払った医療費のうち、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 支払った医療費等の金額を、医療を受けた方ごと、病院・薬局などの支払先の医療機関ごとに整理・集計したうえで、医療費通知(医療費のお知らせ)、医療費の領収書、生命保険や社会保険などで補てんされた金額がわかるもの をご持参ください。 |
| 社会保険料控除 | 本人又は本人と生計を一にする配偶者や親族の社会保険料(健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料など)を支払った金額のうち、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 領収書や社会保険料控除額証明書 をご持参ください。 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った金額のうち、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 掛金の支払証明書 をご持参ください。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 生命保険料 控除 | 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った金額のうち、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 保険料・掛金の支払証明書 をご持参ください。 |
| 地震保険料 控除 | 住宅や家財など生活資産の地震保険料を支払った金額のうち、一定の金額の所得控除が受けられます。控除を受ける場合は、 掛金の支払証明書 をご持参ください。 |
| 勤労学生 控除 | 勤労学生であるときに、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 在学する学校等が交付する証明書 をご持参ください。 |
| 障害者控除 | 本人が障害者であるとき又は同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者がいる場合に、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 障害者手帳、障害者控除対象者認定書 をご持参ください。 |
| ひとり親 控除 | ひとり親であるときに、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 生計を一にしている子の収入・所得がわかるもの をご持参ください。 |
| 寡婦控除 | 夫との死別や離婚などにより、寡婦となった方は、一定の金額の所得控除が受けられます。 夫と離婚したことにより寡婦になった方で控除を受ける方については、 扶養親族の収入・所得がわかるもの をご持参ください。 |
| 扶養控除 | 本人と生計を一にする扶養親族があるときに、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 扶養親族の収入・所得がわかるもの をご持参ください。 |
| 配偶者控除・ 配偶者特別 控除 | 本人と生計を一にする配偶者があるときに、一定の金額の所得控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 配偶者の収入・所得がわかるもの をご持参ください。 |

<税額控除額>

税額控除額は、市県民税の所得割から引かれる金額です。

| 種類 | 概要・必要なもの |
|-------------|--|
| 寄附金 税額控除 | 自治体（都道府県・市区町村）や、鹿児島県又は本市の条例で指定された団体に対して2千円を超える寄附金を支出したときに、一定の金額の税額控除が受けられます。 控除を受ける場合は、 寄附金受領証明書 をご持参ください。 |

申告受付について

★**所得税確定申告、市県民税申告**の受付期間等 ※出張申告は、広報紙1月22日号をご覧ください。

申告期間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（土、日、祝日を除く）

受付時間：午前9:00～11:30 / 午後1:00～4:00

申告場所：串木野庁舎 地下会議室

★**年金所得者の確定申告書作成相談会（受付午前9:00～11:30 / 午後1:00～4:00）**

令和6年1月29日（月）～30日（火） 串木野庁舎 地下会議室

令和6年1月31日（水） 市来庁舎 3階会議室

●昨年中の収入が遺族年金など非課税収入だけの方や無収入の方は、郵送でも受け付けます。申告書の合計欄に0を記入し、生活の状況欄、氏名、電話番号を記入してください。（電話番号については記入された内容を確認させていただく場合があるため、必ず記入してください。）

※ハガキタイプの申告書が同封された方は、ハガキによる申告も受け付けます。

●以下に該当するものは、市役所相談会場で受付、相談ができませんので税務署で申告してください。

- ・営業、農業（免税牛の収入金も含む）、不動産業を営む方で、収入金額900万円以上の方
- ・土地建物などを売却、収用（公共事業）があった場合の譲渡所得 ・雑損控除
- ・青色申告 ・株式の譲渡所得、配当所得 ・先物取引 ・相続税 ・贈与税 ・消費税

※**所得税の確定申告と併せて消費税等の申告の必要がある場合は、直接税務署でお手続きください。**

<税務署での申告受付期間>

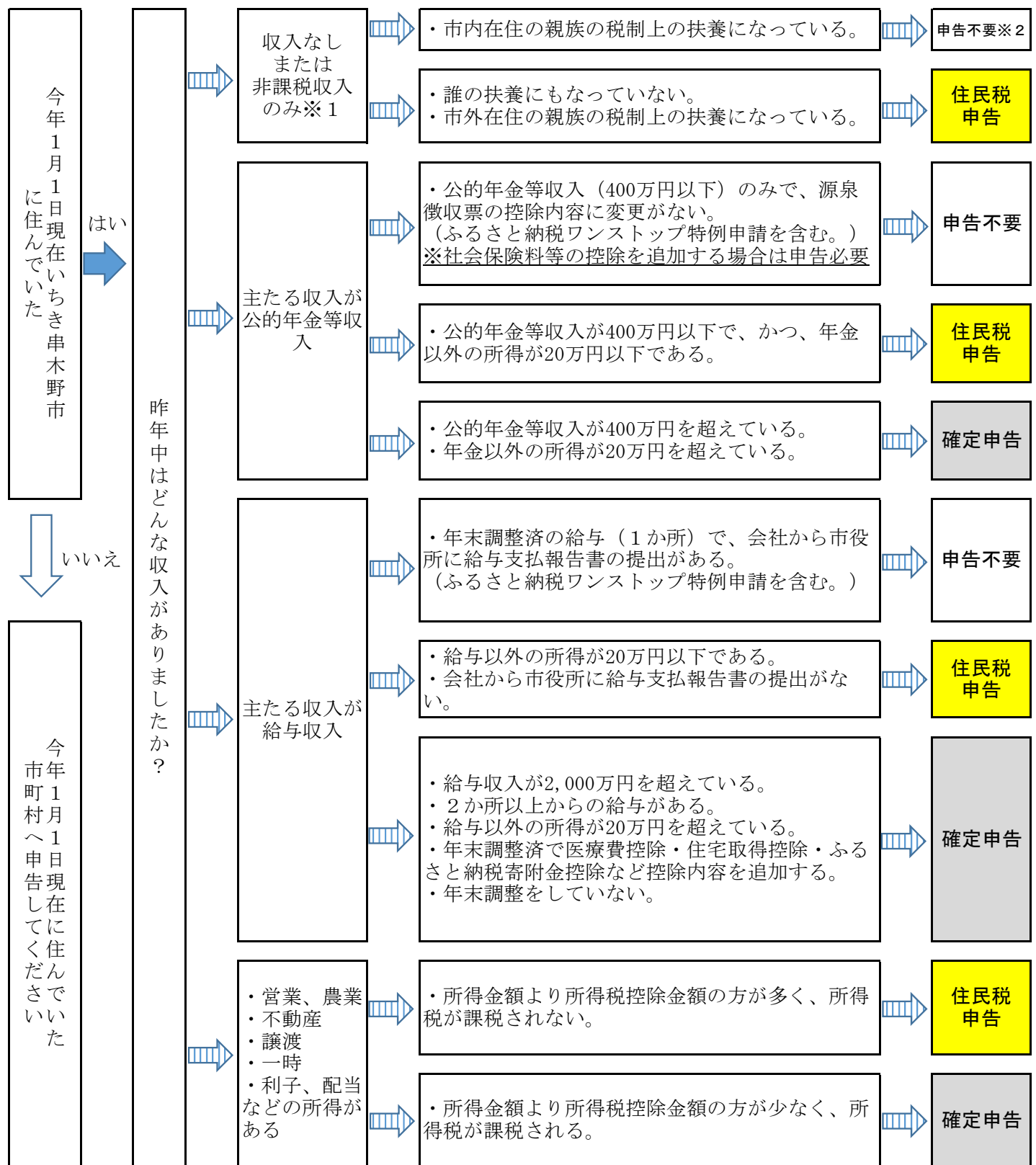
受付期間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（土・日・祝日を除く）

○問合せ 伊集院税務署 TEL：099-273-2541（自動音声案内）

申告判定フローチャート

この表は、一般的な例を示しています。

なお、確定申告をする場合は、住民税申告の必要はありません。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 税証明書を取得するときや行政サービスを受けるときには、住民税申告が必要です。

また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険制度に加入されている方がいる場合は、税及び保険料の軽減や医療費の自己負担割合区分の判定のため、申告が必要です。

《注意点》

上記で「住民税申告」となった場合でも、下記に該当する方は「確定申告」する必要があります。

- ①所得税を納付する方、または還付を受けられる方（住宅借入金等特別控除の初年度申告を含む。）
- ②分離所得（土地、株式等の譲渡や配当、先物取引など）の申告をされる方
- ③青色申告や損失の繰越申告などをされる方